

08.30 12:00:00

資料-4

平成29年5月10日
減災対策協議会資料

平成28年 台風第10号の教訓

Himawari-8 B13 2016.08.30 03:00:00UTC



秋田地方気象台 和田幸一郎

経緯

- 記録的大雨により甚大な災害が頻発
- 避難勧告等の発令に課題
 - 台風第10号による大雨
 - 平成26年広島、平成25年伊豆大島の土砂災害など
- 避難勧告等の発令を支援

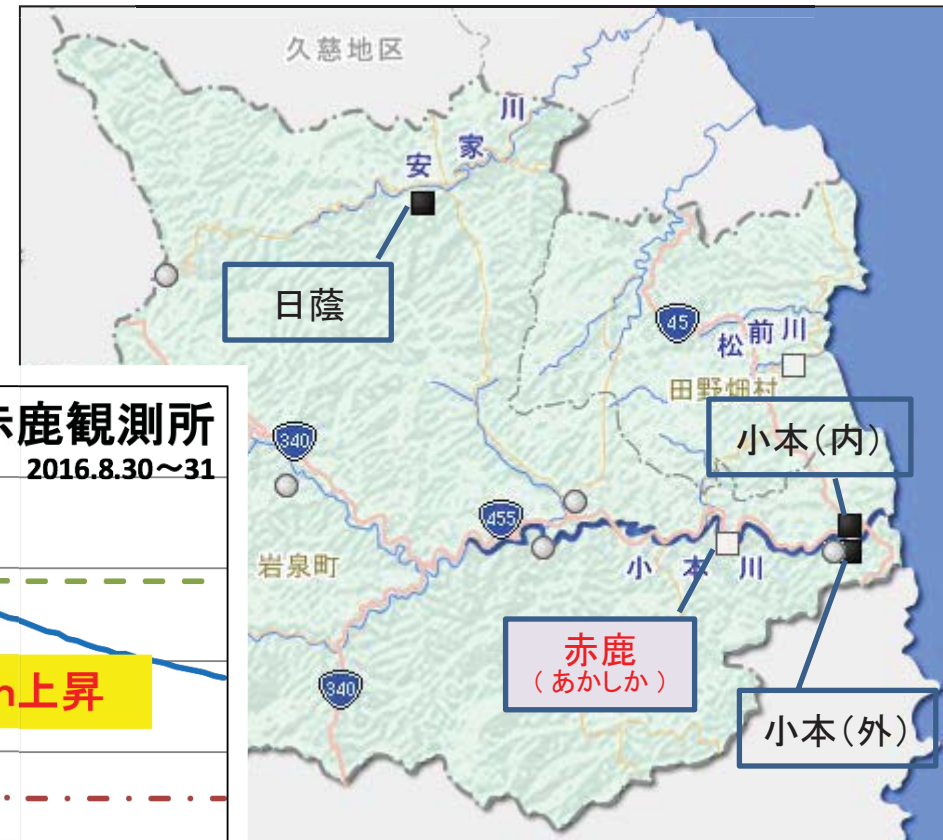
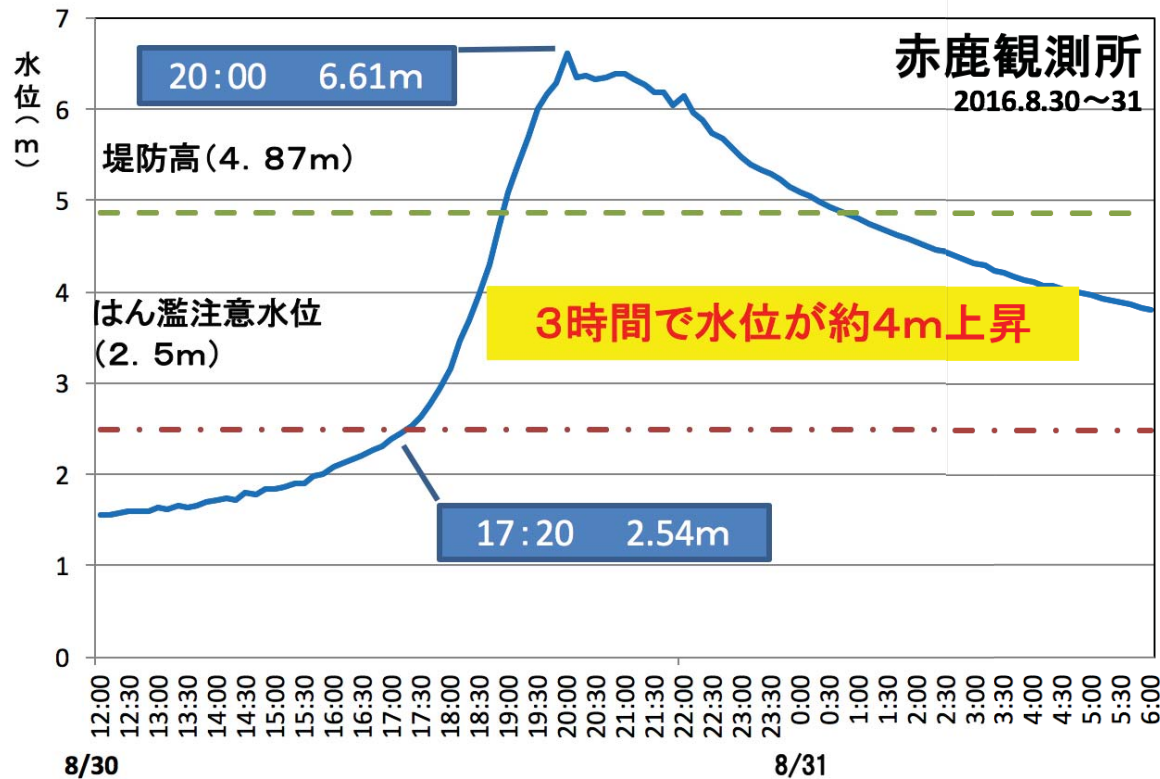
顔の見える関係の構築が重要

ホットライン事例

(台風第10号による大雨)

台風第10号による小本川のはん濫

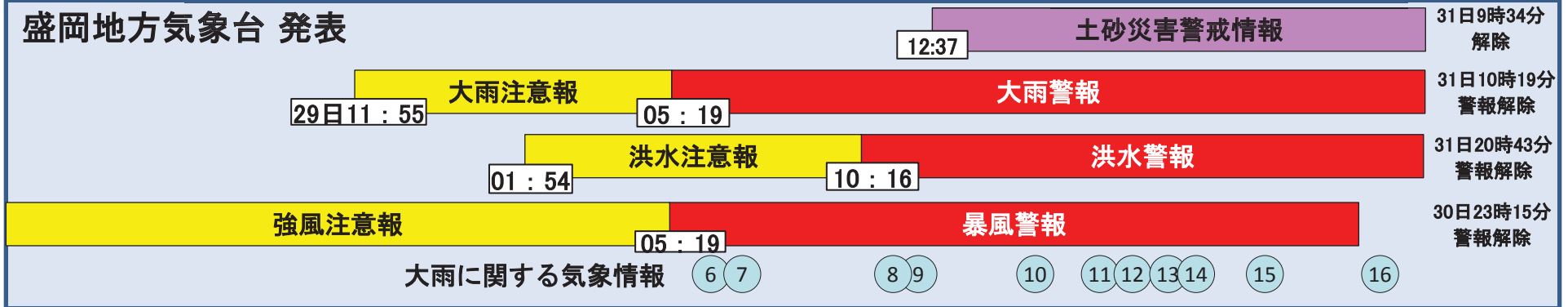
- ・夕方からの雨の強まりとともに水位が急上昇。
 - ・避難判断水位、はん濫危険水位は設定されていなかった。
- 今年水位周知河川に指定されることになった。



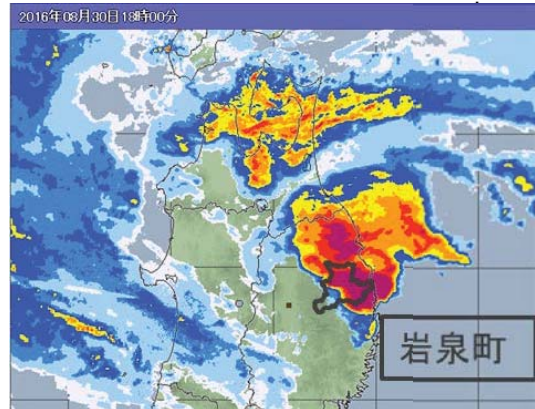
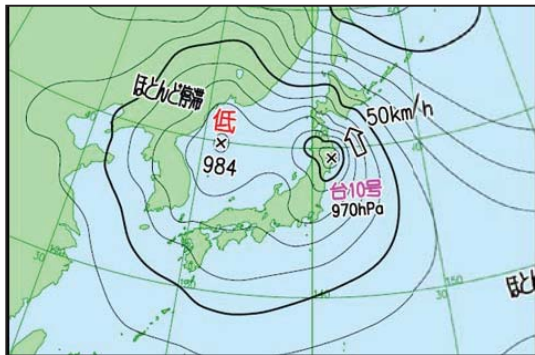
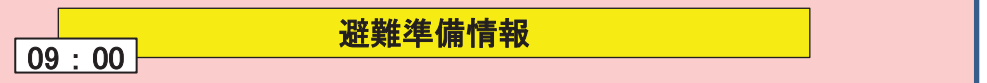
岩手県河川情報システム
ホームページより

岩手県岩泉町の雨量と気象情報発表状況

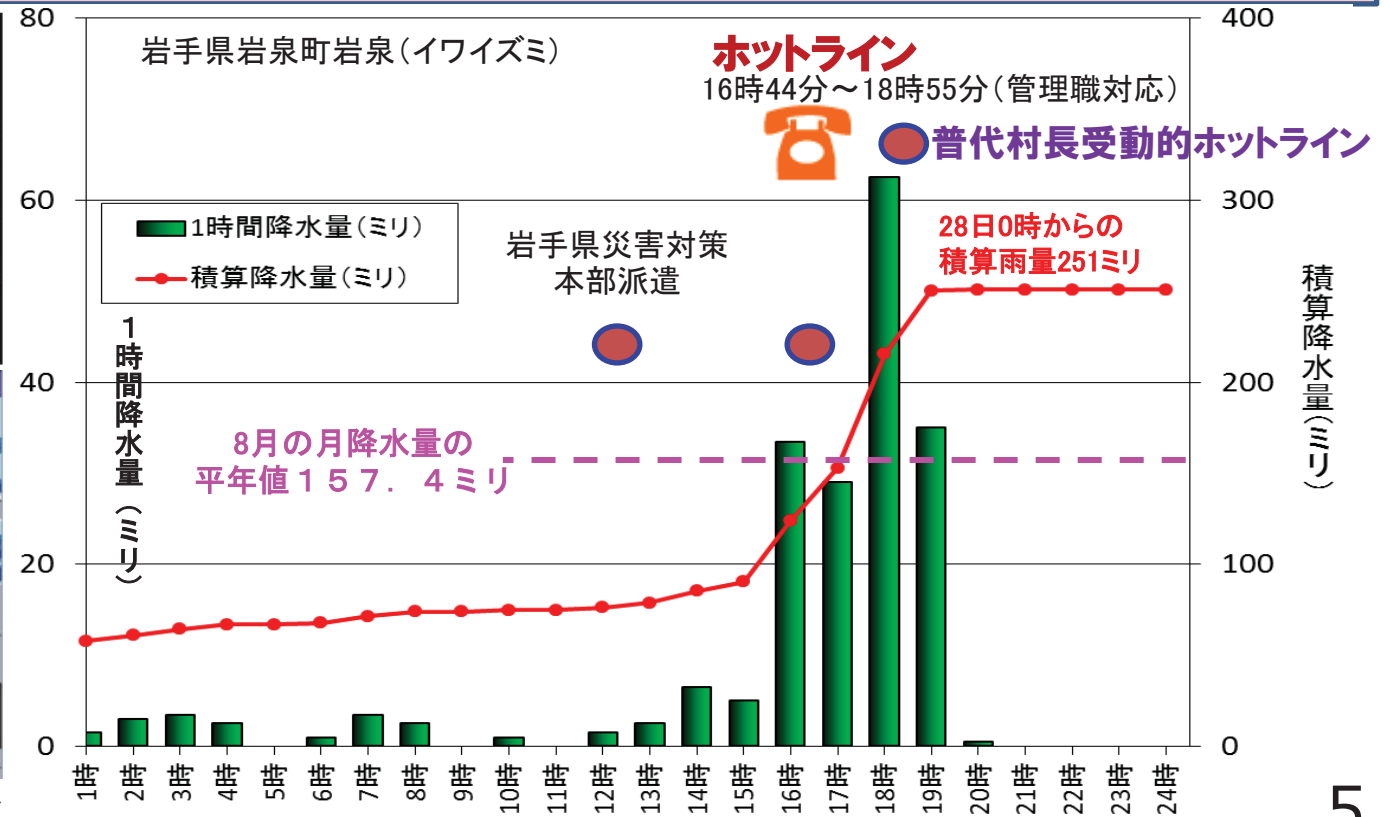
盛岡地方气象台 発表



岩泉町 発令 (乙茂地区)



8月30日18時00分



ホットライン実施の目安

- 特別警報を発表する又は発表した場合
- 特別警報を発表しない場合でも局地的に著しい大雨になっている又は予想され台長が必要と判断した場合

(50年に一度の格子の出現状況等も活用)

50年に一度の格子出現状況（台風第10号）

● 50年に一度の格子：特別警報発表の指標

16時30分

2016年08月30日16時30分

● 通常 ○ 差分

03-Hour Precipitation

48-Hour Precipitation

Soil Water Index



	短時間指標		長時間指標	
	03時間降水量	土壤雨量指数	48時間降水量	土壤雨量指数
東北地方	0	2	0	2
青森県	0	0	0	0
岩手県	0	2	0	2
宮城県	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0

土壤雨量指数で2格子出現

50年に一度の格子出現状況（台風第10号）

● 50年に一度の格子：特別警報発表の指標

19時00分

2016年08月30日19時00分

● 通常 ○ 差分

03-Hour Precipitation

48-Hour Precipitation

Soil Water Index



	短時間指標		長時間指標	
	03時間降水量	土壌雨量指数	48時間降水量	土壌雨量指数
東北地方	0	51	20	51
青森県	0	0	0	0
岩手県	0	51	20	51
宮城県	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0

50年に一度の格子が拡大

ホットラインの内容(台風第10号の例)

<首長>

- 普代川、茂市川流域に避難指示を出し、更なる警戒体制を強めて参るが今後の状況は如何か。

<台長>

- 雨は今後更に強まり、猛烈な雨が2、3時間降り続く見込み。
- 50年に一度に相当する記録的な大雨の地域が広がって来た。
- 人命に関わる甚大な災害の起こる恐れがあり、早めの対応をお願いする



NHKニュースでホットラインビデオを紹介

ホットラインビデオ収録

<法的根拠>

- 災害対策基本法一部改正(平成25年)
 - ・市町村長が避難勧告等を発令する際、気象台長等に助言を求めることが出来る
 - ・気象台長等には、応答義務が課せられた
- 能動的ホットラインの限界
 - ・技術的、マンパワー的にも限界があることから受動的ホットラインも合わせて運用

秋田県内におけるホットラインの取り組み

< 首長訪問 >

- 4月11日、羽後町(安藤町長)から開始し5月29日に全市町村長と対談終了
- 5月29日、その旨を知事に報告する
- 対談にあたっては、いつでも気兼ねなく電話をかけていただけるようお願いしている

秋田魁 2017/04/21



松田 三郷町長



安藤 羽後町長



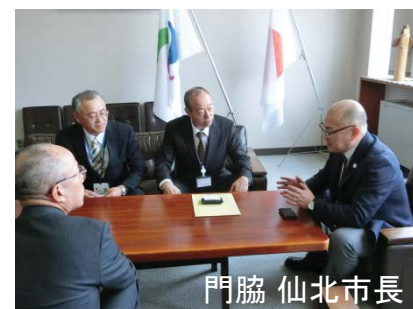
福原 大館市長



高橋 横手市長



佐々木 東成瀬村長



門脇 仙北市長

ホットラインの利活用促進について懇談



台風第10号の教訓から

- 段階的に発表される気象情報に留意し、早めの防災対応を執る
- ホットラインを使って気象台と情報交換を行い、躊躇なく避難判断を行う
- 平時から普及・啓発に努める

**自分の命を守ることが出来て
はじめて住民の命を守れる**

防災対応時系列

※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会資料より

時刻	8月30日の主な動き
5:19	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報を発表(雨のピークは30日夕方、3時間最大雨量130ミリ)
9:00頃	● 岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令(夜にかけて台風が上陸するという予報を踏まえ、早めの避難行動を促すため、9時頃に発令することを前日の29日に決定。避難準備情報の発令にあわせて避難場所を6箇所開設。) ※社会福祉施設理事はIP告知システムにより、避難準備情報の発令を把握していたものの、その意味(要配慮者の避難開始が求められること)は理解していなかった
10:16	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表(雨のピークは30日夕方、3時間最大雨量130ミリ)
13:30頃	● 通所に1時間以上を要する人もいることから、通所者は家に送った。
14:00頃	● 岩泉町の防災担当者が水位を確認しながら数回に分けて本団分団長に連絡し状況を確認し、避難勧告を発令(安家(あつか)地区の一部133世帯(小本川流域外))
15:00頃	● 岩泉町は、総務課長以下5人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を5人から10人に増員した
16:40頃	● 岩泉町から社会福祉施設に対して状況確認の依頼がきた。それを受け、社会福祉施設の理事自身で撮影した川のビデオ映像(16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位)を役場に見せるため、理事が町役場に向かい、小本川の状況を報告。その時点では避難を開始する必要はないと理事は判断。5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があると判断していた。
16:47	● 盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話 「岩泉町では、50年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2~3時間は強い雨が続く見込み。引き続き厳重な警戒をお願いします。」
17:20頃	● 岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話 「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位2.50mを超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」(岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた) ● 岩泉町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。
17:30頃	● 理事が役場から戻った。駐車場が浸水し始めていたため、車を近くの高台に上げた後に楽ん楽んの入所者をふれんどりー岩泉に避難させようと考えた。管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。車を順次高台へと移動させていったが、4往復目には氾濫流にハンドルをとられ、理事は社会福祉施設に戻れなくなった。その後、社会福祉施設まで歩いて移動しようとしたが、氾濫流に飲み込まれた。
17:30頃	● 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸
18:00頃	● 社会福祉施設のある乙茂(おとも)地区が停電(社会福祉施設は18時30分頃停電)。IP告知システムも停止。 ● 18時11分に夜勤職員から楽ん楽ん管理者の携帯に、風が強いため弱まってから出動したいという連絡があった。その後、携帯の電波も不安定になった。この夜勤職員は19時頃に風が弱まったので出動しようとしたが、道が壊れていて出動できなかった。 ● 楽ん楽んでは、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。グループホーム管理者は、水中で身動きがとれない中、怖くてベッドから降りてきた利用者1名を抱きかかえ、柱にしがみついていた。 ● ふれんどりー岩泉には職員が8人おり、1階で浸水に気付いた職員が2階にいる職員に知らせようと建物内を歩いているうちに、1階(居室なし)から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、2階にいた入所者を3階に避難させた。エレベーターが使用できなかったため、階段により1人ずつ避難させた。避難完了は19時頃。
19:45頃	● 楽ん楽んの1階が水没(天井近くの時計がこの時刻で停止)
20:25頃	● 岩泉町役場が停電

□ 岩泉町全般、役場に関すること

■ 被災した社会福祉施設(楽ん楽ん、ふれんどりー岩泉)に関すること 12

避難勧告等に関する ガイドライン改定

内閣府は、平成28年台風第10号の大雨による小本川の急激な増水に際して町が避難勧告を発令できなかった教訓を踏まえガイドラインを改定した。

- 初めて「予測情報」の活用を明記

- ・中小河川について実際に河川水位が上昇するよりも数時間早い段階から気象庁の「流域雨量指数の6時間先までの予測値」を活用した早めの避難勧告等の発令を基本とした発令基準の設定が求められている。